

告 示

埼玉県告示第八百九十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する

令和四年九月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大瀬古新田土地区画整理事業八十一街区四画地の

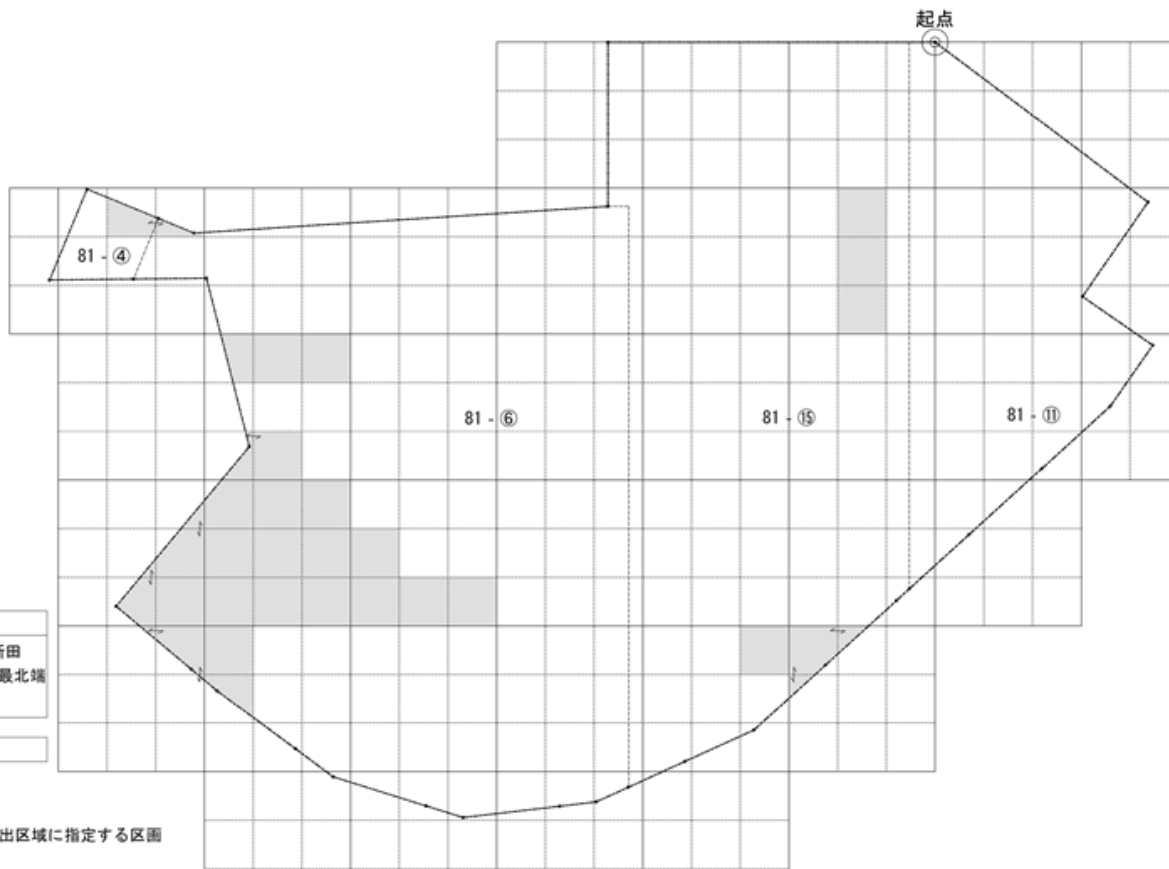
一部、八十一街区六画地の一部、八十一街区十五画地の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



別図



起点
 起点は、埼玉県八潮市大瀬古新田
 土地区画整理事業81-⑩街区の最北端
 とする

格子の回転角度 1度27分39秒

- ↔ : 区画の統合
- : 形質変更時要届出区域に指定する区画
- : 敷地境界
- : 仮換地後の街区番号